

本日の報告事項

1.	歴まち計画の進捗評価制度について (概要説明)・・・・・・P	3
2.	R3年度の主な取組み状況について(報告・意見聴取)	
	・歴まち計画の全体方針(振り返り)・・・・・・・・・ P 6	•
	・歴史的建造物の保存・活用関連・・・・・・・・・・・・PS)
	・歴史的建造物の周辺環境の保全関連・・・・・・・・・・Pi	L4
	・伝統文化を反映した活動の継承関連 ・・・・・・・・・ P1	L 6
	・歴史的風致を活かした観光振興関連 ・・・・・・・・・ P1	L7
	・歴史的風致の情報発信と認識向上関連 ・・・・・・・・・ P 1	L9
3.	R4年度の主な取組み方針について(概要説明)・・・・・・ P2	22

1. 歴まち計画の進捗評価制度について (概要説明)

歴まち計画の進捗評価制度について

進捗評価制度の概要

- くまもと歴史まちづくり計画(熊本市歴史的風致維持向上計画)は、R11年度 (2029年度)までの計画期間中、国が定める進行管理・評価制度である「A:進捗評価」、「B:中間評価」、「C:最終評価」に基づき、各施策を推進することとしている。
- 各評価にあたっては、各市町村における**法定協議会(歴史まちづくり協議会)の意見を聴いた上で、国に報告**する必要があり、今回、本市においては、**R2年度の計画策定以降、初回の報告**を行うもの。

熊

本市

歴史まちづ

ŋ

協議会で

の

意見聴取

公

表

◆くまもと歴史まちづくり計画の進行管理・評価制度

A:進捗評価

(R3年度から毎年度実施)

A:施策·事業の進捗状況(アウトプット)の評価【自己評価】

- ・次の「評価軸」ごとに、各事業の進捗状況を定性的・定量的に評価(別紙1のとおり)
- ① 組織体制、② 景観形成施策、③ 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項、
- ④ 文化財の保存又は活用に関する事項、⑤ 効果・影響等に関する報道
- ⇒ 次年度の取組みに反映

B:中間評価/C:最終評価

(R6年度及びR11年度に実施)

B: 計画の達成状況 (アウトカム) の評価 (自己評価)

C: 事業の質の評価【外部評価】

⇒ 計画見直しや次期計画の取組みに反映

国への報告・ヒアリング

必要に応じて計画の見直し

◆評価スケジュール

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度 (中間年)	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度 (最終年)
A:進捗評価	(任意)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B:中間評価					0					
C:最終評価										0
国への報告	_	0	0	0	0	0	0	0	0	0 4

2. 令和3年度の主な取組みについて (報告・意見聴取)

歴まち計画の全体方針(振り返り)

くまもと歴史まちづくり計画の目的

本市の豊かな**歴史的文化遺産の魅力や価値を後世に継承するために・・・**

市民一人ひとりが豊かな**歴史的文化遺産の魅力や価値を 再認識**し、それらを守り、まちづくりに活かしながら、**自分たちが 暮らすまちに一層誇りと愛着を持つ**こと **宮民が連携した歴史まちづくり活動**の推進や、熊本城の復旧とあり、おかせた歴史的な町並みの再生により、都市の個性と魅力に磨きをかけ、地域の活性化や観光の振興につなげていくこと

くまもと歴史まちづくり計画の方針

計画策定時の5つの課題に基づき、今後の方針と事業内容を設定

※A・Bは主に重点区域の事業

	分類	課題	方針	方針に	基づく事業
А	歴史的建造物の 保存・活用関連	・歴史的建造物の不十分な 維持管理 ・歴史的建造物の震災後の 未対修、放置及び滅失	・各種法律に基づく保存・活用 ・歴史的建造物の活用促進 ・歴史的建造物の防災対策 による被災リスクの軽減	1:歴史的風致形成建造物助成事業 2:熊本城復旧事業 3:景観重要・形成建造物助成事業 4:町並み復旧保存支援事業 5:町屋等活用促進事業	歴史的建造物の保存支援イメージ
В	歴史的建造物の周辺環 境の保全と向上関連	・歴史的建造物制辺の良みが、町並み景観の喪失	・歴史的建造物の周辺の 建造物の外観秀導 ・周辺環境整備による町並み 景観の向上	 1:町並みづくり助成事業 2:道路空間整備事業 3:空地等活用事業 	周辺環境の景観向上イメージ
С	伝統文化を反映した活動の継承関連	・祭礼や伝統工芸品等の担い手不足	・各種団体等への支援 ・担い手確保のための支援 ・伝統文化の記録・保存	 文化団体への助成事業 伝統技術普及継承事業 地域コミュニティづくり支援事業 くまもと工芸会館管理運営事業 	担UN手支援イメージ
D	歴史的風致を活かした 観光振興関連	・回遊性のための取組みの 不足・インバウンド対策が 不十分	・イベントや催事の開催 ・回遊性句上のための取組み ・観光案内ガイドの育成	1:坪井川舟運検討 2:歴史・文化を活かした観光体験事業 3:観光周遊促進事業 4:熊本城及びその周辺をつなぐ周遊(又運行5:川尻米蔵利活用事業	イベント関連イメージ
E	歴史的風致の情報発信 と認識向上関連	・歴史的風致に関する 「静蹊値の不足	・各種講座等の開催・新たな情報発信コンテンツ作成	1:「復興城主」募集事業 2:歴史文化体験学習事業 3:歴史まちづくり教育事業 4:情報発信推進事業 5:歴史まちづくり調査研究事業 6:「文化水保存活用地・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	講座開催、コンテンツイメージ6

重点区域における歴まち計画の方針(振り返り)

重点区域における取組方針

○ 特に、重点区域においては、**持続可能な地域活性化に向け、歴史的建造物の保存・活用を核とした取組みを推進**する。

今後の 方針

- ・「保存」だけでなく、**「活用」にも軸においた、新旧融合型**のまちづくり
- ・指定建造物だけでなく、**指定建造物以外の町屋等にも着目した取組**を推進
- ・町屋等の所有者だけでなく、

 活用しようとする事業者や仕掛人に対する支援

 も拡充

■重点区域における推進体制のイメージ

STEP3

需要喚起

STEP1

利活用

A:町屋利活用プラットフォーム

地元有志、銀行、本市等が連携

活用依頼 (相談·登録) (相談·登録)

B:貸し手 町屋所有者

STEP2 魅力発信

周辺環境の保全・整備、情報発信等

【A:町屋利活用プラットフォームの役割】

- ・御用聞き(利活用相談)、情報発信
- ・所有者、事業者情報の蓄積、管理、運用
- ・双方のマッチング、フォローアップ

活動支援 ・町屋等調

- ·町屋等調査(DB化)事業
- ・歴まち支援法人指定 等

【B:貸U手(町屋所有者)の役割】

- ・町屋等の適切な維持管理
- ・次世代への継承 (利活用への理解と関心)

支援

- 建造物保存・修景に関する支援
- •指定歷史的建造物助成金
- ・町並みづくり助成金
- ・一元的な相談支援体制の構築 等

【C:借り手(事業者等)の役割】

- ・町屋等の保存・活用の推進 🗸
- ・地域資源を活かした まちづくりの推進

・ま

利活用の際の初期投資に係る支援

- ・まちづくリファンド出資金(民間資金活用)
- ·保存活用計画策定費用支援
- ・利活用整備に係る支援等

歴史的建造物の保存・活用を推進するためのR3年度の取組み

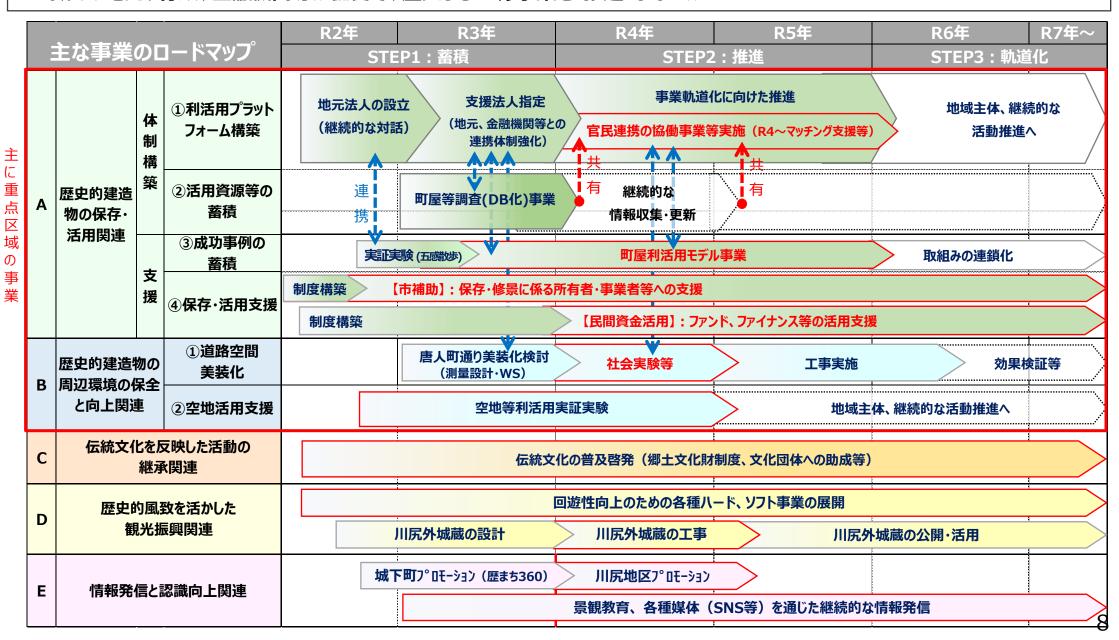
- 貸し手(町屋所有者)の意向や町屋情報等の把握による、地域資源のストックの蓄積。
- 借り手(事業者等)と事業の仕掛人(プレイヤー)の情報収集による、**地域資源の活用策の蓄積**。
- 貸し手と借り手のマッチングを行い、経済環境の変化に柔軟に対応する仕組みづくり。
- **周辺環境の保全・整備**による、歴史的建造物と一体となった公共空間等の創出。
- 地域資源等の継続的な情報発信による、認知度向上

4

歴まち計画中間年(令和6年)までのロードマップ

中間年(R6年)に向けた取組み方針について

- R2~R3年度にかけて、「**連携体制の構築、基礎情報の収集、新たな支援制度の創設」等といった"蓄積"**を行っていく。
- R4~R6年度にかけて、地域主体・継続的な活動を更に促し、各事業の"軌道化"に結び付けるため、多方面での後方支援を行いながら、地元、行政、金融機関等が協働で、歴史まちづくり事業を"推進"していく。



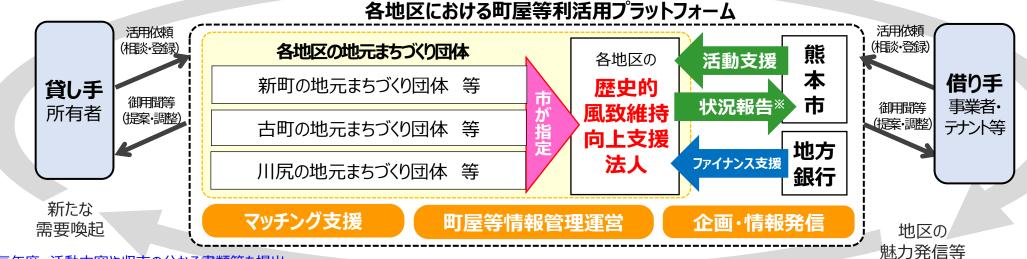
令和3年度の主な取組について(A:歴史的建造物の保存・活用関連/①利活用プラットフォーム構築)

【取組】: 歴史的風致維持向上支援法人の指定について

- 町屋等の保存・活用や地区の魅力発信に向け、地元まちづくり団体との連携体制を構築し、各事業を推進するため、 各団体を、**歴史まちづくり法 (法34条1項) に基づく、「歴史的風致維持向上支援法人」への指定**※を行う手続きを進めている。
 - ※全国では6都市9団体、九州では、2都市5団体の指定実績有り(政令指定都市では初)。
- R4年2月~3月にかけて公募を行ったところ、**重点区域に根差した継続的な活動実績及び予定を有する団体からの申請**があり、 今後、組織体制や資金面等の観点から審査を行い、**R4年4月下旬~5月を目途に指定**を行う。

歴史的風致維持向上支援法人の指定イメージ

町屋等の地域 資源利活用



- ※ 毎年度、活動内容や収支の分かる書類等を提出。
- ※ 必要な業務を適正かつ確実に実施していない場合には、業務改善命令や指定の取消し。

指定による団体のメリット

- 市の指定による信用の担保 (活動の円滑化、町屋等の情報共有)
- 各区域の町屋等の保存・活用の活動主体の明確化 (主体性向上)
- 業務関連事業の市からの受託 (事業提案等が採択された場合等)

指定の条件(市要綱にて規定)

- 重点区域に根差した次の活動の実績及び予定を有する団体を指定※
 - .. 町屋等の保存・活用に関する活動。
 - 2. 歴史的風致の維持及び向上を図るための調査研究及び情報発信。
 - ※ 指定の際に、法人の定款、事業実績・予定、収支の分かる書類等を審査

指定までのスケジュール

 R4年
 1月
 2月
 3月
 4月
 5月

 支援法人指定
 公募期間
 審査
 法人指定式

令和3年度の主な取組について(A:歴史的建造物の保存・活用関連/①利活用プラットフォーム構築)

【取組】: ㈱熊本銀行との連携協定締結(R4年2月24日)について

- 本市と㈱熊本銀行では、重点区域における歴史的資源を活用した歴史まちづくりに対して、相互の協力関係をより一層強化、発展させ、資金面での支援や情報の発信等を推進するため、連携協定をR4年2月24日に締結。
- その一環として、(株)熊本銀行とMINTO機構との共同出資による「**くまもと歴まちファンド (R4.3.7創設)」**及び (株)熊本銀行による新たな融資制度 「**歴まち融資 (R4.4.1取扱開始)」**が創設された。

連携協定内容

城下町地区及び川尻地区における歴史的資源を活用した歴史まちづくりに関する協定

連携内

- 1. 町屋等の歴史的資源の保存・活用を通じた歴史まちづくりの推進
- 2. 歴史的資源の保存・活用や地域活性化事業に取り組む事業者等に対する支援
- 3. 歴史まちびりに関する情報共有及び情報発信
- 4. その他、目的を達成するために必要な事項



融資

■「くまもと歴まちファンド」、「歴まち融資」の活用イメージ】

共同

出資

①くまもと歴まちファンド

有限責任組合員(LP)

(株)熊本銀行

MINTO機構

※出資割合は各1/2

有限責任事業組合(LLP)

くまもと歴史まちづくりファンド (マネジメント型ファンド)

【総額】:1億円

投資対象

新町・古町・川尻地区で 民間まちづくり事業を行う者

リノベーション・新築等事業※ の建物改装資金 (総事業費等の2/3) ②歴まち融資

(株)熊本銀行

ファンド対象外となる部分を支援

③その他助成金等の支援

支援態本市

マッチング支援等

町屋等利活用プラットフォーム

■比較表

		対象者	限度金額	期間	返済方法	資金使途
1	くまもと歴まちファンド	1: /	純資産又は総事業費の2/3 のいずれか小さい方		投資期間終了後、 <u>期日一括返還</u> ※投資期間中は、 <u>利払の支払い</u> のみ	建物改装資金のみ
2	歴まち融資	個人・法人	限度なし	5年程度の融資	一	建物改装資金、運転資金、設備資金等

投資

※①、②及び市補助は、重複支援が可能。

令和3年度の主な取組について(A:歴史的建造物の保存·活用関連/②活用資源等の蓄積)

<u>【取組】: 歴史的建造物等調査(DB化)</u>及び保存活用支援事業

- 今後の利活用が見込まれる町屋等の地域資源のストックの蓄積や、地域主体の利活用マッチングに向けた相談・運営体制の構築を目指すため、R3年度に、歴史的建造物等調査(DB化)及び保存活用支援事業を実施。
- 実施にあたり、重点区域における各地元まちづくり団体との連携体制のもと、町屋等の所有者へのヒアリング及びアンケート調査等を実施し、 今後のマッチングに必要な基礎資料の整理を行ったほか、意識啓発につなげるための「町屋オーナーズミーティング」等を開催した。

■実施体制

新町地区	古町地区	川尻地区
一新まちづくりの会	(一社)KIMOIRIDON	(一社)川尻まちづくり

①町屋等の所有者意向調査·DB化

- 町屋等の<u>所有者に対するヒアリング及び</u> アンケート調査を実施
 - ・現在の利用状況や利活用の意向
 - ・地域団体からの連絡の可否
 - ・維持管理面での困りごと 等
- 今後の利活用の効果が見込める低未利用 地等の調査を実施
- 〇 以下のカテゴリーに分類。
 - ・すぐにでも利活用可能な物件
 - ・条件付きで、今後利活用が見込まれる物件
 - ・引き続き、信頼関係を構築するべき物件

今後のマッチングに必要な基礎資料として活用

②所有者等への継続的な 情報発信手法の確立

○ <u>所有者等に対して、保存・活用についての</u> <u>理解を深め、意識啓発につなげるため、</u> 町屋オーナーズミーティングを実施。



町屋オーナーズミーティングの様子

○ 所有者や事業者等に対し、HPやLINE を通じて、情報発信を行う連絡体制を構築

③相談・運用体制の検証・構築

- ①、②を通じて抽出された「すぐにでも利活 用可能な物件」の一部については、今後、 地域団体自らがマッチングを進める予定。 ※ 近日中に、公募を実施する方針。
- 引き続き、具体のマッチング活動を通じて、 各地区に即した相談・運営体制の検証 (ケーススタディ)を進めていく。

引き続き、今回の成果を活かし、各地区に即した相談・運営体制を構築し、利活用マッチングや情報発信を継続化し、事業を推進すも1

令和3年度の主な取組について(A:歴史的建造物の保存·活用関連/③成功事例の蓄積)

【取組】: 町屋利活用モデル事業

- 町屋利活用の成功事例の蓄積のため、R3年度から、**町屋利活用モデル事業**を実施中。
- 今年度、2期に分けて事業公募を行い、活用事業者等から多くの反響があったものの、

 ①**利活用可能な町屋が事業者側で** 抽出できなかったこと、②所有者と事業者との条件が合致しなかったこと等により、具体の事業提案には至っていない状況。
- 引き続き、今年度の**町屋等調査事業の成果や、地域団体によるマッチング支援等の動きを踏まえながら、事業の再公募** を行うとともに、所有者や事業者等に対して、町屋利活用の動機付けの一つとして、制度の活用を呼び掛けていく。

事業スキーム

町屋利活用 プラットフォーム

地元まち団体 金融機関 行政

調整

(事業者)

借り手

マッチング

貸し手 (所有者)

モデル事業成立

事業成立に向け、町屋等調査事業の成果や マッチング支援体制を活かす必要

実施フロー

町屋調査事業 収集データ

町屋及び 事業の公募 選考委員会による 事業審査

協定書等の締結 補助金交付決定

丁事着手

⇒モデル町屋・事業者決定

■町屋利活用モデル事業

事業趣旨

- 国内外への町屋等の魅力発信
- 来訪者が上質な時間を過ごせる価値ある地域づくり

補助対象等

設計費、耐震補強費、外観保存・修景費、 補助対象 内部改修費 等 補助額 上限300万円(補助率1/2)

募集件数 1~2件程度(予算上限に達し次第終了)

評価の視点

- 地域に対する貢献度、周囲への波及性の観点
- 建物 (歴史的価値) の保存・修景の観点
- 魅力発信の観点(PRとしての先駆性、発信性)
- 事業の実現性の観点

スケジュール(案) 5月 7月 3月 4月 6月 9月 11月 12月 R5.1月 2月 8月 10月 公募 審査 工事着手 交付手続き 町屋利活用モデル事業 事業不成立又は提案ないの場合は、第2期~の募集

令和3年度の主な取組について(A:歴史的建造物の保存·活用関連/④保存·活用支援)

【取組】: 歴史的建造物の修景助成

- 歴史的建造物を良好な状態で将来の世代に継承していくために、**歴史的建造物等の保存・修景・活用等に係る設計及び** 工事費用等に対し助成を行っている(R3年度実績:計13件)。
- また、今年度から、歴史的建造物の改修工事等の際に、歴史的価値を保持するため、適宜、**歴史的建造物の保存・活用に** 係る専門家(伊東委員等)と、所有者や事業者との協議の場を設ける等、適切な助言を受けるよう努めている(R3年度実績:3件)

助補事業

①町並み復旧保存支援事業(新町・古町、川尻地区)

■平成28年熊本地震により被災した町屋などの伝統的様式建造物の復旧に 要する費用を補助し、伝統的様式建造物の保存を図る。

✓ R3年度の交付実績:6件 累計33件





町屋(万町)復旧工事

③景観重要建造物・景観形成建造物助成事業

■景観法及び態本市景観条例に基づき指定した景観重要建造物や景観 形成建造物の保存、修景等に係る経費の一部を助成する。

✓ R3年度の助成実績:0件 累計28件





景観形成建造物: 浜田醤油株式会社

②町並みづくり助成事業(新町・古町、川尻地区)

■町屋などの伝統的様式建造物や、一般建造物の保存・修景等に係る経費 の一部を助成する。

✓ R3年度の交付実績:3件 累計44件





町屋(新町2丁目)外観改修丁事

4 歷史的風致形成建造物助成事業

■歴史的風致形成建造物の指定制度を活用するとともに、指定建造物の 保存、修景等に係る経費の一部を助成する。

✓ R3年度の交付実績:4件 累計4件





上村元三商店保存活用工事

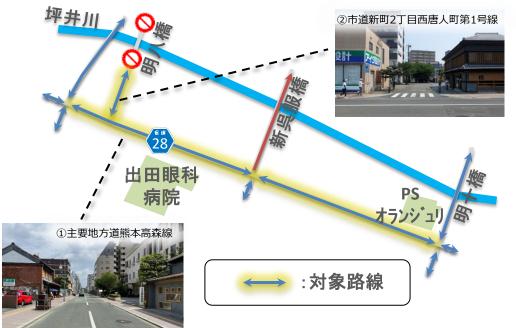
令和3年度の主な取組について(B:歴史的建造物の周辺環境の保全と向上関連/①道路空間美装化)

【取組】: 明八橋~唐人町通り美装化検討

- 地域住民や観光客が歩いて楽しめる良好な町並みの形成には、歴史的建造物と一体となった公共空間の創出が必要であり、 「唐人町通り」の再整備に向けて、R3年7月から検討に着手。
- 現在、**沿線の地権者への個別ヒアリングや地域住民等とのワークショップ等**を通じ、地域が愛着を持てる道路デザインを検討中。
- R4年度も、引き続き、地域住民等と意見交換しながら、社会実験や設計を進める予定。

対象路線

- ①主要地方道熊本高森線(唐人町通りの一部):約250m
- ②市道新町2丁目西唐人町第1号線(明八橋付近):約30m



地域との意見交換

町屋研究会WS (R3.10.9)



みちづくりWS (R3.12.16)



勉強会(R3.11.2)



五福小意見交換(R3.12.23)





令和3年度の主な取組について(B:歴史的建造物の周辺環境の保全と向上関連/②空地活用支援)

【取組】: 空地等活用の支援

- 地域活性化及び町並み景観の維持向上を図るべく、城下町・川尻両地区の**民間駐車場やオープンスペース等の空地を** 活用した新たなイベント等の開催を支援。(R3年度は3件実施)
- R4年度以降も引き続き、**駐車場・道路・夜間景観等の各種施策と連携**しながら、市民協働での実施を図る。

城下町地区

- 令和3年4月上旬に、民間駐車場を活用して、町 屋等から出た家具や建具等を販売する実験「町 屋蚤の市を開催
- 令和3年10月に、明八橋上のオープンスペースを 活用した地域主体の飲食イベントを開催
 - ※実施にあたり、地域との調整や占有許可手続き 等の円滑な庁内外の調整等の支援を行った。





川尻地区

- 令和3年11月、地域のイベント「川尻お寺deフェ スタ」の一環として、お寺の駐車場にて飲食イベン トを開催
 - 同時に、お寺の照明演出の実験(ライトスケープ・ キャラバン(夜間景観実証実験)第4弾)を実施
 - ※実施にあたり、イベントの情報発信や付加価値 向上のための夜間演出等の支援を行った。





川尻お寺deフェスタ・スピンオフ(R3.12.4)

令和3年度の主な取組について(C:伝統文化を反映した活動の継承関連)

【取組】: 郷土文化財制度

制度概要

○ 地域に慣れ親しまれ継承されてきた貴重な有形・無形の文化資源と、それを守る活動が行われているものを「郷土文化財」 として認定し、郷土の宝として顕彰することで、後世への継承を促進するとともに、まちづくりへ活用するもの。 (R3年1月制度運用開始)

○ 郷土文化財に認定したものは市HPで紹介するとともに、パンフレットや案内板の製作など広く情報発信を行って活動を

支援していく。



令和3年度の実績

〇 令和3年7月に「**活麻新四国八十八ヶ所巡り」を郷土文化財第一号**に認定。11月に認定書授与式を行い、PR支援として

ロゴマークの制作などを実施した。



認定書授与式の様子



制作したロゴマーク

令和3年度の主な取組について(D:歴史的風致を活かした観光振興関連)

【取組】: 観光周遊促進事業

- 観光客の利便性・回遊性を向上させるため、R3年度も引き続き、**歴史的風致地区を含む、市内の公共サイン(多言語** 観光案内サイン等)の整備を行っている。
- 更に、**民間が掲出する屋外広告物についても景観誘導を行うため、屋外広告物ガイドラインを作成し(R4年7月策定予定)**、 重点区域等における配慮事項や参考事例を示し、今後、屋外広告物の事業者への周知を行う予定。
- また、エリア間の周遊促進のため、**まちあるき散策マップ、多言語エリアガイドの配布や観光WEBサイト等の充実**を図っている。

観光案内サイン

【追加整備】

昨年度に続き、水前寺江津湖公園や熊本城域でガイドラインに基づいた観光案内サインの追加整備を行った。

■水前寺江津湖公園



■熊本城



屋外広告物ガイドライン

■屋外広告物ガイドライン(素案) (抜粋)



※配慮事項の他、参考事例を掲載し 事業者に周知を行う。

■既存の町並みづくりガイドライン (新町・古町、川尻)



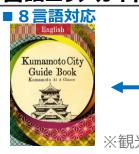
まちあるき散策マップ





※観光案内所や各町屋等にて配布

多言語エリアガイド



■言語・機能拡充 KUMAMOTO CITY Superior Sup



観光WEBサイト

反映

※観光案内所にて配布

連携

令和3年度の主な取組について(D:歴史的風致を活かした観光振興関連)

【取組】: 史跡熊本藩川尻米蔵跡利活用

- 川尻米蔵跡については、**R5年度中の供用開始**を目指し、利活用方針等の検討を進めているところ。
- R 3 年度は、**多目的広場の駐車場整備設計や便益施設(トイレ)新築設計**を行った。
- R 4 年度はR 3 年度に実施した設計を基に、各種工事や展示設置等、R 5 年度の供用開始に向けた準備を進めていく。

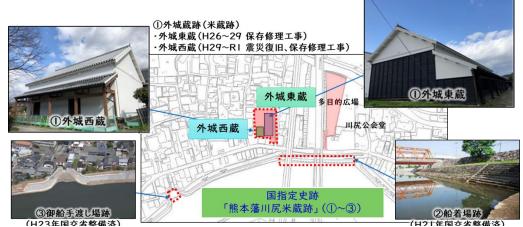
1. 施設概要(案)

《熊本藩川尻米蔵跡》

【所在地】熊本市熊本市南区川尻3丁目1134番地2、1129番地8、1129番地9

【外城蔵跡敷地面積】2,156㎡ 【延床面積】外城東蔵 617㎡、外城西蔵204㎡

【多目的広場(駐車場)】2,655㎡(予定)



2. 全体活用案(案)

芝生スペース

- ・地域の夏祭りや川尻の祭りの際に開放し、移動販売車による出店など
- ・外城西蔵の北壁をスクリーンとして利用した映写会

石畳·東蔵下屋

- ・団体客訪問時の説明スペース
- ・地元ボランティアガイドと訪問客の集合場所

トイレ

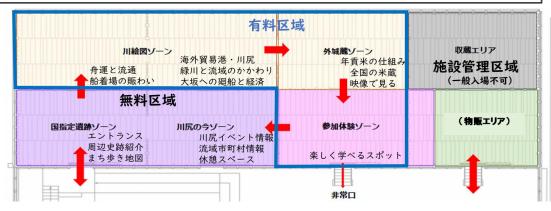
- ・外城東蔵に配置する予定の人員の使用を主に想定した最小限度の整備
- ・トイレ設置予定の多目的広場まではやや距離があり、歩道のない市道を 移動することから身障者及び緊急時の移動負担軽減
- ・維持管理、清掃用の屋外水道の設置

遺構展示

・かつて存在した外城東蔵北側(桁行5間、梁行6間)分の地下遺構を 平面表示する



3. 外城東蔵の活用イメージ(展示のゾーニング) (案)



4. 外城西蔵の活用

地域要望を受けた『蔵』としての活用

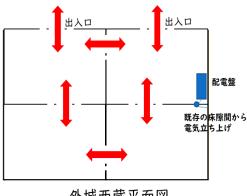
<想定活用例>

- ◆展示物当を設置せず、建物内部(蔵の造り)を見せる
- ◆地域の祭事に使用する道具の保管を兼ねた公開
- ◆酒・菓子・刃物などの川尻工芸の道具保管を兼ねた
- ◆民俗資料、地元の古写真、文書等の集積
- ◆地域の文化活動の発表の場
- →音楽会·演奏会·詩吟発表会
- →書道·手作り工芸品·絵画の発表の場
- ◆地元商店の出店による物販 (火気及び給排水は伴わない)

5. スケジュール(案)

【R 4 年度】

- ・外城東蔵の展示設置
- 外城蔵跡敷地内の外構整備
- ・多目的広場の整備 等



外城西蔵平面図

【R 5 年度】

·供用開始

令和3年度の主な取組について(E:歴史的風致の情報発信と認識向上関連)

【取組】: 景観教育(歴史まちづくり教育事業等)

- 市民一人一人が誇りと愛着を持つ美しいまちをつくり、次世代へと伝えていくためには、子どもの頃から身近なまちや良好な「景観」に対する関心を持ち、景観や歴史まちづくりに対する意識を高めることが必要であり、**R3年度から景観教育を実施**。
- 今年度はICT教育先進校をモデル校とし、学校側と連携を図りながら、①市職員による「景観」に関する授業の実施、当該 視点を踏まえた地域活動の検討、②自らの企画・実行、③活動の情報発信、といった一連の総合学習に取り組んでもらった。

R3年度の具体的な学習の流れ

① 知る・学ぶ

"景観授業"





- ・本市職員による景観授業(R3年7月)
- ⇒景観の構成要素や、様々な捉え方を解説。
- ・まちの課題や解決策の提案(R3年10月)
- ⇒夏休みに児童が行った校区調査による気付きを 基に、課題や解決策の提案を、保護者や地元 関係者等に対して実施

一連の総合学習(教育プログラム)

② 実行する

"GOFUKUクリーンプロジェクト"





- ・児童がまちの名所を巡るスタンプラリーを行い ながら、ゴミを拾う活動を企画(R3年12月)
- ・本取組みは保護者と地域の方などを招き開催

③ 発信する

"Kumamoto エデュケーションウィーク"



・一連の活動について市教育委員会が 主催の「Kumamoto Education Week」 のオープニングセッションにて発信(R4年1月)

次年度は、景観まちづくりに触れる機会創出のため、様々な小学校で授業・総合学習として利用できる 動画教材等の作成とともに、景観教育の推進・普及を目指す

◆R3~R4年度スケジュール

 R.3.4月
 7月
 10月
 1月
 R4.4月
 6月

内容検討

"景観授業"実施

フォローアップ

企画·実行

エデュケーション ウィーク

動画教材作成・活用方法の検討

活用方法等周知

令和3年度の主な取組について(E:歴史的風致の情報発信と認識向上関連)

【取組】: プロモーション動画の制作、情報発信事業

- R3年6月に城下町地区における、360°VRプロモーション動画を公開し、併せて動画サイト及び歴まちに関するポータルサイト を公開し、継続して国内外への情報発信を行っている。
- また、**都市デザイン課公式インスタグラムを開設**し、幅広い世代に情報発信を継続中。更に、R2年度に改訂したまちあるき パンフレット「城下町散策町図」について、観光案内所や各種イベント等でも広く配布し、回遊を促す取組みを行っている。

都市デザイン課による情報発信

①城下町地区360°VRプロモ動画

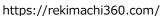
- ·R3年6月公開以来、約4,100回再生。
- ・テレビ3社、ラジオ1社、新聞雑誌3社に よる取材報道があった。



②城下町地区PR動画サイト「くまもと歴まち360°」 歴まちポータルサイト「くまもと歴まち.com」

- ・R3年6月公開以来、約6,300アクセス。
- ・サイト閲覧者のうち、約55%が熊本県外、約15% が海外からのアクセスであり、国内外へ効果な情報 発信となっている。







https://rekimachi.com/

③都市デザイン課 **Instagram**

- 歴まちをはじめとした都市デザ インに関する情報を発信中。
- R3年6月開設以来、 投稿件数174件 約8,800リーチ (閲覧者) フォロワー397人





4城下町散策町図

- ・各観光案内所をはじめ、市内ホテル・熊本空港に設置。また各種イベント(植木市や花博等)でも配布を行っている。
- ·R3年度1.3万部印刷配布、R4年度3千部增版予定。





令和3年度の主な取組について(E:歴史的風致の情報発信と認識向上関連)

【取組】: くまもと地域文化創生事業

制度概要

○ 文化財や地域資源の魅力発信や新たな魅力向上を図るため、指定文化財、郷土文化財や歴史的風致など、**地域の** 文化資源を総合的に活用する「くまもと地域文化創生事業」を実施している。

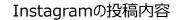
令和3年度実績

◆「くまもと歴史写真部」での情報発信

【目的】: Instagramを活用した若年層への文化資源の魅力発信 【発信内容】:幅広い時代、エリアの文化資源

- ・文化政策課と熊本大学文学部コミュニケーション情報学科が協働で 投稿し、文化資源の魅力を発信
- ⇒投稿件数:**95件**、フォロワー数:**496人**(R4.2.18 時点)
- ・「#くま歴写真部」でInstagramユーザーにも写真を投稿してもらう
- ⇒投稿件数:1000件以上
- ・投稿された写真を使用してマップ(パンフレット)を製作
- ⇒①託麻周辺、②熊本大学黒髪北地区周辺、③富合町木原周辺 の3つのエリアをピックアップして紹介、令和4年3月より配布







くまもと歴史写真部パンフレット

令和4年度取組方針

◆「くまもと歴史写真部」での 情報発信機続

- ・熊本大学と協働でInstagramでの情報 発信を継続
- ·令和5年2月にInstagramの投稿内 容をもとにしたパネル展を実施予定

◆無形民俗文化財活動団体による情報発信の支援新規

動画制作につい てレクチャー

伝統芸能の練習・公演・奉納風 景を団体自らYouTubeで公開



講師派遣





動画制作·公開





動画の広報を支援 (SNS·HP等)

- ・動画を活用した後継者育成が 可能になる
- ・市民が伝統芸能に触れる ハードルが下がる



→文化に親しむ 市民の割合が

3. 令和4年度の主な取組みについて

令和4年度の主な取組について

A: 歴史的建造物の保存·活用関連

- ◆ 町屋等利活用マッチング支援事業 (新町・古町・川尻地区) ※R4年度要求額:3,000千円
- R3年度に実施した<u>町屋等調査事業(DB化)の地域資源ストックを活用</u>し、地元まちづくり団体 (歴史的風致維持向上支援法人) 等と行政が連携し、町屋等利活用の継続的なマッチング支援※を行うもの。
- ※ 具体の実施内容については、今後、各地元団体と協議・調整の上、効果が見込める事業内容を選定する。

(R3年度)

町屋等DB化 事業による 抽出情報

(R4年度~) 町屋等利活用マッチング支援事業(新町・古町・川尻地区)

-貸し手を増やす-

ー借り手を増やすー

-双方をつなげる-

-継続化・収益化する-

町屋等所有者への 継続的な機運醸成活動

・セミナー、物件見学会・具体の活用策の提示 (短・中・長期的な視点)

参入事業者への 情報発信

- ・物件等情報発信ツール構築
- ・誘致活動(イベント等)等

マッチング事業推進

- 利活用マッチングイベント
- •短期的活用実験
- ・具体の活用方策の提示等

組織の収益の安定化

- ・地元団体ザル物件拡大
- ・収益システムの構築
- ・公共空間の利活用実験 等

町屋の保 存・活用物 件数の 着実な増加

- ◆ 町屋利活用モデル事業の継続 ※R4年度要求額:3,000千円
- 利活用可能な町屋を、<u>地域の賑わい創出に資する用途(店舗、交流施設等)に利活用する</u> 「モデル町屋」を公募の上、選定し、利活用の実現に必要な初期費用の一部を補助する。
- ◆ 保存・修景に係る所有者・事業者等への支援 ※R4年度要求額: 20,500千円
- 町屋、一般建造物のまちなみ修景助成
- 歴史的風致形成建造物等の保存・活用支援
- 建築基準法適用除外条例の活用支援
- ◆ 民間資金の活用を促すための取組み
- R4年2月に締結した㈱熊本銀行との連携協定に基づき、行員1名が本市に派遣される。
- 所有者や事業者に対して、多面的な支援を行うため、金融機関の知見やノウハウを活かし、 ファンドやファイナンス等の新たな民間資金活用を促すための支援に取組む。





令和4年度の主な取組について

B: 歴史的建造物の周辺環境の保全と向上関連

- ◆ **唐人町通り美装化に向けた社会実験及び道路見直し検討** ※R4年度要求額:10,000千円
- R3年度に実施した地元WSや測量・設計をふまえ、<u>整備後の道路空間を再現した社会実験を実施し、交通環境や新たな</u> 人の流れ・滞留を調査・分析するとともに、得られた成果や県警協議等をもって、道路デザインの見直し検討を行うもの。

行 政

<u>連携</u>

→ 地域·民間事業者

整備後の道路空間を再現



- ・ 安全施設により歩車道幅員を再現
- ・ 自動車や人の流れを調査・分析

道路空間内でのイベントや周辺への回遊を促す仕掛け



- ストリートファニチャーのデザイン・制作
- ・ 継続性のある道路の利活用策を試行



・ 観光施設の案内とともに、周辺地区への 回遊を促す仕掛けを試行

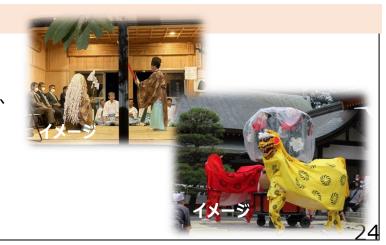
◆ 空地等活用の支援

上記結果を踏まえ、設計等に反映

- 地域活性化及び町並み景観の維持向上を図るべく、<u>城下町・川尻両地区の民間駐車場やオープンスペース等の空地を</u> 活用した新たなイベント等の開催を支援する。
 - ※所有者等との調整、占有許可等手続き調整、ライトスケープキャラバン(夜間景観実証実験)等による付加価値向上支援

C: 伝統文化を反映した活動の継承関連

- ◆ 郷土文化財制度の継続運用 ※R4年度要求額:2,056千円
- 地域固有の貴重な有形・無形の文化資源を、「郷土文化財」としての認定を通じて、 後世への継承を促進し、まちづくりへの活用を行う。
- ◆ 文化団体への助成事業 ※〈まもと地域文化創生事業の予算内で実施
- 無形文化財や無形民俗文化財の担い手育成促進のため、<u>保存継承活動を行う</u> 団体への活動費助成を行う。



令和4年度の主な取組について

D: 歴史的風致を活かした観光振興関連

◆ 観光周遊促進事業

○ 歴史的風致地区を含む、エリア間の周遊促進のため、<u>市内の公共サイン、屋外広告物の整備</u>のほか、まちあるき散策マップや多言語エリアガイド等の各所での配布、観光WEBサイト等の更なる充実を図る。

- ◆ 史跡熊本藩川尻米蔵利活用事業 ※R4年度要求額:122,447千円
- R5年度の外城蔵の供用開始に向け、R3年度に実施した設計を基に、 各種工事や展示設置等を進める。



E: 歴史的風致の情報発信と認識向上関連

- ◆ 川尻地区プロモーション動画制作事業 ※R4年度要求額:2,500千円
- 城下町地区プロモーション動画(R3年度)に引き続き、川尻地区におけるプロモーション動画 <u>を地域と連携し、制作</u>を行う。動画の対象としては、歴史的建造物に加えて、開懐世利六菓匠や 伝統工芸等を想定しており、川尻地区ならではのソフト面の魅力発信も行うものとする。
- ◆くまもと地域文化創生事業 ※R4年度要求額: 2,056千円
- 地域の文化資源を総合的に活用する「くまもと地域文化創生事業」を通じて、郷土文化財、 また指定文化財や歴史的風致など、地域の文化資源の魅力発信や新たな魅力向上を図る。

【「くまもと歴史写真部」での情報発信の継続】

- ・熊本大学と協働でInstagramでの情報発信を継続。
- ・令和5年2月にInstagramの投稿内容をもとにしたパネル展を実施予定。



